

発議第9号

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」並びに「質屋営業法」の改正を求める意見書

標記について、会議規則第14条の規定に基づき提出する。

平成18年6月22日提出

提出者 高山市議会議員 中 田 清 介

賛成者 高山市議会議員 長 田 安 雄
蒲 建 一
杉 本 健 三
伊 嵩 明 博
小井戸 真 人
松 本 紀 史
谷 澤 政 司
藤 江 久 子
小 谷 伸 一
北 村 征 男
松 葉 晴 彦

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」並びに「質屋営業法」の改正を求める意見書

現在、わが国の公定歩合は年0.10%、銀行の貸出約定平均金利は年2%以下という超低金利状況下であるにもかかわらず、年29.2%という出資法の上限金利（日賦貸金業者及び電話担保金融は年54.75%、質屋は年109.5%）は異常なまでに高金利である。

一方、貸金業規制法第43条は、債務者が利息制限法の制限を越える利息を「任意に」支払った場合に、貸金業者が法定の契約書面及び受取書面を適切に交付していた場合に限りこれを有効な利息の支払と「みなす」と規定している。

しかし、厳格な条件を満たした場合に認められるとはいえ、この利息制限法の例外を認める、いわゆる「みなし弁済規定」の存在が貸金業者等の利息制限法違反金利（民事上無効）での貸付を助長し多くの多重債務者を生み出しているのである。

また、利息制限法は経済的に弱い立場におかれた人々を暴利取得から保護することを立法趣旨とする強行法規であり、その例外として暴利取得を認めるような貸金業規制法第43条は、その立法趣旨に反し、また、「資金需要者の利益の保護を図る」という貸金業規制法自体の目的規定とも相容れないものといえる。

長引く経済不況を背景に、全国では、法律による債務整理を必要とする多重債務者が200万人にも及ぶと推測され、これだけの数の債務者が高金利のために苦しめられ、自己破産・夜逃げ・一家離散・自殺・強盗や殺人等の犯罪といった社会問題を引き起こすに至っている。また、余裕資金のない中で、突発的な出費に対応するために高金利の貸金業者を利用した世帯では、返済に窮するだけでなく、子供の学費や税金、社会保険料等の滞納が常態化している。

このような状況の中、平成19年1月には、出資法の上限金利の見直しの時期を迎える。

よって、高山市議会は、国会および政府に対し、「出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び、「貸金業の規制等に関する法律」並びに「質屋営業法」を下記のとおり改正することを強く要請する。

記

第1. 「出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律」の改正につき

- (1) 現行法の上限金利を、利息制限法の制限金利まで引き下げること。
- (2) 現行法における、日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。

第2. 「貸金業の規制等に関する法律」の改正につき

- (1) 現行法第43条のみなし弁済規定を撤廃すること

第3. 「質屋営業法」の改正につき

- (1) 現行法第36条の質屋に対する特例金利を廃止すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月22日

高山市議会